



第2660地区

## WEEKLY REPORT

# 大阪船場ロータリークラブ

OSAKA SEMBA ROTARY CLUB JAPAN



創立 昭和63年(1988)5月23日

事務所 大阪市中央区西心斎橋1-7-3(〒542-0086) 北炭屋町ビル

Tel.(06)6244-1008 Fax.(06)6244-1010

<http://www4.ocn.ne.jp/~sembo-rc/> E-mail: [sembo@cocoa.ocn.ne.jp](mailto:sembo@cocoa.ocn.ne.jp)

例会 毎週月曜日・12時30分

ホテル日航大阪 Tel.(06)6244-1111

会長: 小島 常男 幹事: 堀 浩司 会報広報委員長: 宮原 彰

四つのテスト / 言行はこれに照してから

I. 真実かどうか . みんなに公平か

. 好意と友情を深めるか . みんなの為になるかどうか

第1190回 例会 2015年(平成27年)3月9日

(識字率向上月間)

### 本日のプログラム

(本日のプログレス 片岡 清夫 S A A)

ロ-タリ-ソング 「早春賦」

会長の時間 幹事報告 委員会報告 ニコニコ箱報告 出席報告

委員会卓話 S A A委員会 片岡 清夫 委員長 ・ 会計 林 拓 委員長

### 前回(3月2日)例会記録

プログレス 中川 和之 副S A A

・春の唄

・遠くへ行きたい

・花のまわりで

#### 1. 来客紹介 武田 實 親睦委員

ゲスト: 1名 地区外: 0名 地区内: 5名 合計6名

ゲスト: 大阪赤十字血液センター 推進一係長 池田 超 様

#### 2. 3月お誕生日会員お祝い

沖 真一郎 会員 (3月16日)



#### 3. 会長の時間 小島 常男 会長

ご来客の皆様、ようこそお越しくださいました。どうぞごゆっくりなさってください。

3月になりました。今月は識字率向上月間です。世界には子供たちの教室や机や椅子もままならない地域があり、援助を行っているRCの記事がロータリーの友に掲載されています。

さて先週の会長の時間で良く分かったのですが、練習では難なくできるものがいざ本番となると思うようにいかないということあります。今までスポーツの選手の演技を見ながら、なぜこんなところでミスするのかなあ、とか思っていたのですが認識を新たに致しました。少しは私の品格が上がったかも知れません。

さて本日は海外交換留学生プロジェクトの初会合をコロッセオで開きますが、ご関心のある方は今からでもご参加いただければ有難いところでございます。当クラブにとっては海外交換留学生は初の試みですので会員の皆様のお知恵を拝借出来ればと思います。

3月号「ロータリーの友」の2羽のカワセミは、朝の散歩途中に堺の大泉緑地で撮った写真です。散歩に持っていくのは軽いデジカメなのですが、近年性能が良くなり、いくらでも撮ったり消したりできることから、数打ちゃ当たるという感じで毎朝100枚位撮ります。カワセミの画像も300枚位あり整理しないといけないようになってきた矢先に掲載通知をいただいた次第です。

また週報にもロータリーの友にも投稿をいただけますよう、宮原会報広報委員長に成り代わりましてお願い申し上げて本日の会長の時間とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

#### 4. 委員会報告

##### 社会奉仕委員会 塩尻 明夫 委員長

皆様こんにちは、社会奉仕委員長の塩尻です。お知らせが2つございます。

一つ目は、献血についてです。来る3月22日から共同事業の献血キャンペーンが行われます。

献血の現状については本日いらっしゃる赤十字血液センターの池田様から後程詳しくお話を頂ますが、皆様や皆様の会社の職員さま達にもお声掛け頂き、多数のご協力をお願い申し上げます。

二つ目は、交換留学生の件です。

Joshua Schecter君とは既にメールをやり取りし、数人のメンバーとはフェイスブックで繋がってもらっています。

メール等で書いている文章を見ると、日本語は相当出来そうな感じで、期待が持てます。

皆様も良いサポートをよろしくお願い申し上げます。

##### 青少年奉仕委員会 沖 真一郎 委員長

本日、メールBOXに15年春のライラのリーフレットをお入れしております。「生かせ、いのち」空海に学ぶリーダーシップをテーマで5月3日スタートです。引き続きロータリーフェスティバル推進担当から、RFへの協力の御願い(費用負担)のパンフもお入れしています。本日、理事会にて協議したいと考えておりますが、皆様も地区ガバナーよりの要請がきていることご承知ください。

##### 規定情報研修委員会 清水 清一 委員長

心斎橋R.Cとの合同情報集会の研修テーマが決まりましたので報告致します。

テーマは 1.I.M のあり方 2.1月31日のI.M を振り返って 3.I.M の役割 であります。

今年度は心斎橋R.CがホストとしてI.Mを行われました事もあり、まさに時を得たテーマだと思います。当クラブの皆様もこぞって参加して頂くことをお願い致します。

日時は前回お話ししていますように3月13日18時より当日航ホテルにて開催いたします。

次に船場げんきの会より「船場フォーラム2015についてお知らせ致します。

船場げんきの会も10周年を迎える年に向けた取組みの指針として「船場まちづくり宣言」を基に今回はこの4つのテーマを中心に車座ディスカッションを行います。詳しくはメールボックスに配布致しました案内を見て頂ければと思います。

開催日時は3月21日の祝日で13時30分より北御堂津村ホールで行います。我々のクラブも地域への奉仕活動を目指す為にもメンバーの一員として、他のグループの人達と共に考えてみてはどうかと思っておりますのでよろしくお願ひ致します。

#### 5. ニコニコ箱報告 岩崎 寿英 親睦委員

大阪心斎橋RC 佐伯良一様 先日は情報集会(合同)の打合せに御出まし頂き有難うございました。

3/13はよろしく御願い申し上げます。本日小山さんの卓話、楽しみにしています。

小山 会員 今日は久しぶりの卓話です。よろしくお願ひいたします。

小島 会員 ロータリーの友に写真を掲載していただきました。

澤田 会員 いつも歯科医療奉仕活動に御理解・御協力いただきありがとうございます。

先週25日(水)八尾市立竹渕(タコチ)小学校においてボランティアについて授業を行ってまいりました  
国際奉仕委員長の岡本真太郎会員が参加されました。ありがとうございます。授業の後、皆で給食を  
いただき親睦を深めました。

岡本(真) 会員 澤田先生、先日は竹渕(タコチ)小学校の授業お疲れ様でした。ありがとうございました。

今泉 会員 春が来た!!三人で日なたぼっここの春が来た。

清水、日比、高階、藤野、栗原、大磯、松永、宮原、岡本(茂)、沖、新川、俣野、杉浦、片岡、塩尻、岩崎、松谷、中村、林、甚田、大嶋

各会員 早くも弥生 春ですね。

沖 会員 3月お誕生日会員

武田、新川、清水、藤野、松谷、齋藤(憲)、北野、各会員 3月創立記念日

中村、西村、平山、各会員 3月結婚記念日

#### 6. 出席報告 中川 和之 副S A A

会員総数 40名 出席率計算会員数 40名 出席員数 37名 出席率 93%

第1186回(2月9日) 修正出席率 95%

#### 7. 卓話 「民法(債権法)改正と保証」 小山 章松 会員



1. あるロータリアンから、上場企業の代表取締役社長は会社が銀行から融資を受ける際、保証人にならなくてもよいのに、私のような中小企業の代表取締役社長は保証しなくてはならないのは不平等ではないのかとの疑問をもちかけられました。そこで、今日の卓話の題名をこのようにしました。

現在民法改正案ができてあり、早ければ今国会に上程され可決される予定です。保証のところも改正される予定です。

2. 保証人はご承知の通り、主債務者(お金を借りた人)が貸主に返済しないとき、返済する義務があります。「人生、保証人になるべからず」との格言があります。

保証債務は無償性、見返りがありません。利他性です。利益なくして負担のみ背負います。

主債務者が弁済しているかぎり、保証は顕在化しません。保証は契約した時点では、現実に損(現金の出費)がありません。そこで頼む方から「あなたには絶対迷惑をかけないから」とおもむろに頼まれたらなかなか断れないのです。

3. 日本の民法典は、明治31(1898)年7月16日に施行されました。

保証の規定はこれ以前から存在しています。太政官布告として単行法的な民事法令が存在しました。保証も明治6(1873)年太政官布告195号で規定されました。

民法第446条は、「保証人ハ主タル債務者力其債務ヲ履行セサル場合ニ於テ其履行ヲ為ス 責ニ任ス」と規定されています。

4. 平成16(2004)年、民法現代語化に伴って446条は次頁条文のように、2項・3項を追加しました。保証契約は書面でしなければ効力がないことになりました。

また465条の2が追加になり、貸金等根保証については個人による包括根保証が禁止になりました。

これは、数年前から日栄・商工ファンド等が根保証をした個人に対し、暴力的な取り立てをして、保証人が自殺したりする被害が多発し社会問題化した結果です。

第四四六条(保証人の責任等)	
①保証人は、主たる債務者がその債務を行しないときに、その履行をする責任を負う。保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。(平成二六法一四七本項追加)	②保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない。
③保証契約がその内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の方式によつて記録することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)によつてされたときは、その保証契約は、書面によつてされたものとみなして、前項の規定を適用する。平成二四七本項追加	④(保証人の責任等)
第二百四六条(貸金等根保証契約の保証人の責任等)	第五四六条(貸金等根保証契約の保証人の責任等)
①保証人が法人である場合一四五の五	①保証人は、主たる債務者に対する債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによつて負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)であるものとして、その履行をする責任を負う。利息、違約金、損害賠償その他の債務に従たるするべき限度として、その履行をする責任を負う。
②第一項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。	②第一項に規定する極度額を定めなければ、その効力を生じない。
③第一項に規定する極度額のための規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額のための規定と同一である。	③第一項に規定する極度額のための規定は、貸金等根保証契約における第一項に規定する極度額のための規定と同一である。

5. 平成18(2006)年、中小企業庁による信用保証協会における経営者(経営者保証)以外の第三者保証人(第三者保証)は原則禁止となりました。
6. 平成23(2011)年、金融庁の金融機関向け監督指針の改正により第三者保証人は原則禁止となりました。
7. 経営者保証  
中小企業の経営者が自分の経営する会社のために保証するのが経営者保証です。経営者以外の人が保証するのを第三者保証といいます。  
中小企業の中には、会社と個人が一体化したものから、まったく分離したもの、会社の財政基盤がしっかりしたもの、軟弱なもの、財務関係等の透明性があるものから、暗いものまで千差万別です。  
そこで、何故経営者に保証を求めるのか、保証を求める限度額は、中小企業が倒産した場合に、経営者保証人にどこまで責任を取らせるのか等について、平成25(2013)年12月、議論して「経営者保証に関するガイドライン」が策定されました。  
このガイドラインは、 経営者保証における合理的な保証契約のあり方を示し(保証契約をする際)、 主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則です。(会社を整理する際)このガイドラインには法的拘束力はありませんが、主たる債務者、保証人および対象債権者によって自発的に尊重され遵守されることが期待されています。
8. 民法改正要綱仮案(くわしくは添付資料参照) 第三者の個人保証については、あらかじめ公正証書にて保証債務を履行する意思を表示すること。 保証契約成立時、主債務者からの情報提供が不十分なとき、保証契約を取り消すことができる。保証契約の明確化をはかり、保証人の保護を重視しました(添付資料参照)。 以上

## 3月度理事会報告

平成27年3月2日(月) 於: ホテル日航大阪 13:40 ~ 14:40

(議案)

1. 2月度会計報告

2. 東北震災支援の件

報告

3. IM展示経費の件

承認

4. 船場げんきの会「船場フォーラム」拠出金の件

承認

5. ロータリーフェスティバルの件

6. IM第7組社会奉仕共同事業「命をつなぐ献血」の件

7. その他

(1) 斎藤憲司会員の件

(2) 堀 浩司会員の件

3月16日(月)例会予定

・卓話: 井澤会員

3月13日(金)合同情報集会 日航ホテル4F「孔雀の間」 18:00 ~